

役員等及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿島更生園の定款第8条及び第21条並びに第6条及び第24条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(2) 役員等とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事並びに定款第6条に基づき置かれる評議員選任・解任委員会委員及び定款第24条に基づき置かれる運営協議会委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬の支給)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事及び監事の報酬総額は、年間400万円以内とする。

2 この法人の評議員選任・解任委員会委員及び運営協議会委員の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(評議員会及び理事会への出席報酬等)

第5条 評議員及び理事が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

(評議員及び理事の勤務報酬等)

第6条 評議員及び理事が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 理事長には、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬等)

第8条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

(運営協議会委員の報酬等)

第9条 委員が評運営協議会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

(その他の報酬等)

第10条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 宿泊費を除く旅費は、職員の旅費に関する規則に基づき支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

(実施期日)

この規程は、平成29年6月に開催する定時評議員会の議決後から適用するものとする。

この規程の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

名 称	報酬額(日額)	交通費
評議員会出席報酬等	10,000円	実費相当額
理事会出席報酬等	10,000円	実費相当額
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	10,000円	実費相当額
運営協議会出席報酬等	10,000円	実費相当額

別表2

名 称	報酬額(日額)	交通費
評議員業務報酬等	10,000円	実費相当額
理事業務報酬等	10,000円	実費相当額
監事監査指導報酬等	10,000円	実費相当額

別表3

名 称	報酬額(年額)	交通費
理事長	300万円以内	勤務日数に応じ 実費相当額

別表4

報酬額(日額)	旅 費	宿泊費(一泊)	その他
10,000円	宿泊費を除く旅費 は、職員の旅費に関 する規則による。	15,000円	実費相当額